

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案【水素社会推進法】の概要

## 背景・法律の概要

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。  
こうした分野におけるGXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠。
- ✓ このため、国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置を講じる。

## 1. 定義・基本方針・国の責務等

### (1) 定義

- ・「低炭素水素等」：水素等であって、  
 ①その製造に伴って排出されるCO<sub>2</sub>の量が一定の値以下  
 ②CO<sub>2</sub>の排出量の算定に関する国際的な決定に照らして  
 　その利用が我が国のCO<sub>2</sub>の排出量の削減に寄与する  
 　等の経済産業省令で定める要件に該当するもの

※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

### (2) 基本方針の策定

- ・主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、  
 低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた基本方針を策定。
- ・基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する意義・目標、②GX実現に向けて重点的に実施すべき内容、③低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組等を記載。

### (3) 国・自治体・事業者の責務

- ・国は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有し、規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置を講じる。
- ・自治体は、国の施策に協力し、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する施策を推進する。
- ・事業者は、安全を確保しつつ、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する設備投資等を積極的に行うよう努める。

## 2. 計画認定制度の創設

### (1) 計画の作成

- ・低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。

### (2) 認定基準

- ・先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大に向けて、以下の基準を設定。
  - ①計画が、経済的かつ合理的であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する我が国産業の国際競争力の強化に寄与するものであること。
  - ②「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」を希望する場合は、
    - (i)供給事業者と利用事業者の双方が連名となった共同計画であること。
    - (ii)低炭素水素等の供給が一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われると見込まれること。
    - (iii)利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等を行うことが見込まれること。
  - ③導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切であること。 等

### (3) 認定を受けた事業者に対する措置

- ①「価格差に着目した支援」「拠点整備支援」  
 (JOGMEC (独法エネルギー・金属鉱物資源機構)による助成金の交付)
  - (i)供給事業者が低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、
  - (ii)認定事業者の共用設備の整備に充てるための助成金を交付する。
- ②高圧ガス保安法の特例  
 認定計画に基づく設備等に対しては、一定期間、都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。  
 ※ 一定期間経過後は、高圧ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。
- ③港湾法の特例  
 認定計画に従って行われる港湾法の許可・届出を要する行為（水域の占用、事業場の新設等）について、許可是あったものとみなし、届出は不要とする。
- ④道路占用の特例  
 認定計画に従って敷設される導管について道路占用の申請があった場合、一定の基準に適合するときは、道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。

## 3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

- ・経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。
- ・経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勧告・命令を行うことができる。